

# 仕 様 書

## 1 業務名

原動機付自転車等標識取扱所の設置運営等業務

## 2 業務目的

市町村が課税する軽自動車税は、課税客体である原動機付自転車及び小型特殊自動車(以下「原付等」という。)を新たに取得したとき又は所有しなくなった等の場合、当該原付等の所有者又はその代理人(以下、「申告者」という。)は、市町村に対して所有者や車両情報等を記載した申告書(以下、「申告書<sup>※1</sup>」という。)を提出することになっている。

申告書の提出を受けた市町村は、課税に必要なナンバープレート(以下、「標識」という。)の交付及び返納(以下、「交付等」という。)を行っており、札幌市(以下、「委託者」という。)では、中央市税事務所<sup>※2</sup>を窓口としているところ。

本業務は、中央市税事務所の他に、標識の交付等を行う窓口(以下、「取扱所」という。)を増やすことで、市民の利便性向上を図るものである。

※1 申告書の件数は、市内全体で1年度あたり 9,000 件程度。このうち取扱所に提出される件数は 3,500 件程度と見込まれる。

※2 本業務の契約締結日時点では、臨時的措置として、中央市税事務所以外の4市税事務所においても標識の交付等を実施しているが、取扱所の設置と合わせて4市税事務所での標識の交付等は取りやめる。

## 3 履行期間等

- (1) 履行期間は契約締結日から令和 11 年3月 31 日までとする。
- (2) 契約方法は総価契約で行う。

## 4 業務の内容

### (1) 管理者の選任

契約締結後3営業日以内に、業務全体の統括役及び委託者との連絡調整役として管理者1名を選任すること。なお、履行期間中に管理者が欠けることが無いよう都度補充を行うこと。

### (2) 取扱所設置計画書の作成

契約締結後10営業日以内に次の①から⑥を満たした取扱所の設置予定場所等を記載した“取扱所設置計画書”を委託者に提出すること。なお、取扱所で行う事務は、別紙“従業者マニュアル”に記載したとおり。

#### ① 設置エリアと設置数

取扱所は次のアからエの市内4地域にそれぞれ1か所ずつ、計4か所を設置すること。なお、委託者との協議により4か所以上設置することを妨げるものではないが、その上限は市内 2 か所(合計6か所まで)とする。

- ア 北区または東区                      イ 白石区または厚別区  
ウ 豊平区、清田区または南区        エ 西区または手稲区

## ② 物件

取扱所は、受託者が既存の原付等の販売を行う実店舗(以下、「既存店舗」という。)の中に設置すること。

なお、受託者が事業協同組合等の場合の組合員及び受託者とフランチャイズ契約関係にある事業者(以下、「協業者」という。)の既存店舗に取扱所を設けることを妨げない。

## ③ 設備

物件には申告者用に次の設備を備えること。いずれも既存店舗との兼用で良い。

- ア 駐車場 1台分  
イ 申告書記載台 1名分程度  
ウ 申告書保管用鍵付きキャビネット

## ④ 従事者の配置

取扱所には、従事者マニュアルに記載した事務を担う者(以下、「従事者」という。)を常時1名配置すること。なお、既存店舗の従業者が従事者を兼ねることを妨げないが、本業務に支障が無いよう十分留意すること。

## ⑤ 営業日

各取扱所は週5日以上営業し、かつ毎日(土日祝日を含む)2か所以上営業すること。年末年始等の営業日については委託者と協議の上決めること。

## ⑥ 営業時間

各取扱所、7時間以上営業すること。なお、各取扱所の営業時間が異なることを妨げないが、19時まで営業する取扱所を2か所以上設けること。

## (3) 取扱所の開設・運営等

取扱所設置計画書について委託者の承認を得た後、当該計画に従って取扱所を開設すること。

### ① 取扱所の開設日

取扱所は契約締結後2か月以内に開設すること。なお、各取扱所の開設日が異なることを妨げるものではない。

### ② 従事者名簿の作成

従事者名簿を作成し委託者に提出すること。従事者に変更があった場合には名簿を都度提出すること。

### ③ 研修の実施

取扱所を開設する場合、事前に従事者に対し“従事者マニュアル”を用いた研修を実施すること。取扱所開設後、従事者に変更がある場合には都度事前に研修を実施した後に従事させること。また、取扱所の開設後、従事者に変更がある場合には、都度、研修を実施すること。

なお、当該研修の実施に際し、受託者の要請に基づき委託者が講師を派遣するが、委

託者の負担を軽減するよう、回数等には配慮すること。

#### ④ 取扱所の運営

“従事者マニュアル”にしたがった運営を徹底すること。

#### ⑤ 取扱件数の報告

毎月10日までに、各取扱所における前月分の申告受付件数を取りまとめた“申告受付件数報告書”を委託者に提出すること。

#### ⑥ 物品の管理等

委託者が提供する次の物品を適切な方法により管理し、取扱所の在庫が欠品することが無いように分配等を行うこと。これらの物品に損傷または紛失(以下、「損傷等」という。)があったときは、速やかに委託者に報告するものとし、損傷等が受託者の故意または過失に起因すると認められる場合は、受託者の責任において賠償しなければならない。

ア 受付印

イ 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

ウ 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書

エ 標識(ナンバープレート)

オ 原動機付自転車標識取扱所の看板

#### (4) 取扱所設置計画書記載事項の変更

やむを得ない事情により取扱所設置計画書に記載した事項を変更する場合には、変更する1か月前までに委託者に対して取扱所変更計画書を提出し承認を受けた後に変更を行うこと。

#### (5) 履行期間終了に伴う取扱所の閉鎖

取扱所の閉鎖方法については委託者の指示に従うこと。

#### (6) その他

##### ① 手数料等の受領の禁止

取扱所で行う事務に関して、申告者から一切の手数料、その他これに類する金銭を受領してはならない。協業者も同じ。

##### ② 申告書提出に係る代行手数料等の徴収の禁止

既存店舗で自ら販売した原付等の申告書を、申告者からの依頼に基づき、併設した取扱所及び他の取扱所に提出することは妨げないが、その場合、申告書の提出に係る一切の手数料、その他これに類する金銭を受領してはならない。協業者も同じ。

##### ③ 事故報告等

本業務に関し事故を発見した場合、問題が生じた場合または疑義が生じた場合は、迅速かつ適切な処置を講じるとともに、速やかに委託者に連絡し、指示を受けること。その他、本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議して定めること。

##### ④ 機密保持及び個人情報保護

本業務においては、個人情報に記載された紙の申告書を取扱うため、紛失や盗難が生じないように慎重に取扱うこと。なお、個人情報の漏洩を防ぐため申告書のデータ化は禁止する。また、受託者は、業務上使用した資料等の保管及び廃棄の方法については委託者の指示に従うこと。

⑤ 様式等

- ア 従事者マニュアル
- イ 取扱所設置(変更)計画書
- ウ 従事者名簿
- エ 申告受付件数報告書

5 担当

札幌市財政局税政部市民税課諸税担当係

電話:011-211-2272

メールアドレス:zeisei.syozei@city.sapporo.jp